**○財務省告示第五十号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成三十年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万千百三十八トン

二　冷凍牛肉　十四万九千三百二十六トン

**○財務省告示第五十一号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六の八の項に係る物品についての平成二十九年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成三十年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成三十年三月一日

**○厚生労働省告示第三十六号**

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年三月一日から適用する。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療<br>一～四十二　（略）<br>四十三　腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術<br>イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状<br>重症肥満症（内科的治療に抵抗性を有するものであって、糖尿病である者に係るものに限る。）<br>ロ　施設基準<br>(1)　主として実施する医師に係る基準<br>①　専ら消化器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。<br>②　外科専門医であること。<br>③　当該療養について二年以上の経験を有すること。<br>④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。<br>⑤　腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）について、これを主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。<br>(2)　保険医療機関に係る基準<br>①　消化器外科、糖尿病内科及び麻酔科を標榜していること。<br>②　実施診療科において、当該療養について三年以上の経験を有する常勤の外科専門医が二名以上配置されていること。<br>③　内科に従事し、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療について五年以上の経験を有する医師及び麻酔科標榜医がそれぞれ一名以上配置されていること。<br>④　管理栄養士が配置されていること。<br>⑤　社会福祉士が配置されていること。<br>⑥　病床を十床以上有していること。<br>⑦　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の三の(1)のイからニまでに定める施設基準のいずれかに適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ていること。<br>⑧　当直体制が整備されていること。<br>⑨　緊急手術体制が整備されていること。<br>⑩　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。 | 第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療<br>一～四十二　（略）<br>（新設） |